

# 三重県障がい者スポーツ協会会則

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、三重県障がい者スポーツ協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を津市一身田大古曾 670 番地 2 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、障がい者スポーツを振興し、スポーツを通じて、障がい者の心身の健康の維持増進と社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障がい者に対する一層の理解を深め、ノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツの普及啓発に関すること。
- (2) 障がい者競技団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (3) 障がい者スポーツ選手の育成に関すること。
- (4) 障がい者スポーツ指導員への支援・連携に関すること。
- (5) 全国大会出場選手の強化練習への協力に関すること。
- (6) 三重県が主催する各種大会等への協力に関すること。
- (7) 障がい者スポーツの調査研究に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第3章 財務

(経費の支弁)

第5条 本会の経費は、次に挙げるものをもって支弁する。

- (1) 補助金、助成金及び委託金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第6条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、その会計年度開始前に、理事会の議事を経て定める。

(事業報告及び収支決算)

第7条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 3 月以内に、会長が作成し、監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第8条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 会 員

(組 織)

第10条 本会は、第3条の目的に賛同して入会した、次に挙げる団体または個人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

- ア 障がい者競技団体
- イ スポーツを愛好する障がい者個人
- ウ 障がい者福祉団体
- エ 関係団体
- オ 関係行政機関

(2) 賛助会員

本会の事業を援助する個人又は団体

(入会及び脱会等)

第11条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、団体にあつては理事会、個人にあつては、会長の承認を受けるものとする。

- 2 正会員が脱会しようとするときには、理由を付して脱会届を会長に提出しなければならない。
- 3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとし、その資格は会費を納入した年度に限り有効とする。
- 4 会長は、会員が本会の会員として不適当と認められたときは、理事会の承認を得てこれを取り消すことができる。

(会 費)

第12条 次に掲げる会員は、その区分に応じ、会費を納めなければならない。

(1) 正会員のうち

- ア 障がい者競技団体
  - a) 構成員が10人未満 年額 5,000円
  - b) 構成員が10人以上20人未満 年額 10,000円
  - c) 構成員が20人以上 年額 15,000円
- イ スポーツを愛好する障害者個人1人 年額 1,000円

(2) 賛助会員

- ア 団体 1口 年額 5,000円
- イ 個人 1口 年額 1,000円

## 第5章 役 員

(理 事)

第13条 本会に理事を置く。

- 2 理事は、理事会で選任する。

- 3 理事は、理事会を構成して、事業計画及び収支予算の決定その他本会の業務執行に関する重要な事項を議決し、並びに会則の定める事業を行う。

(会長、副会長及び常務理事)

第14条 本会に会長1名、副会長(若干名)及び常務理事1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。
- 3 常務理事は、理事会の議決を経て、理事のうちから、会長が任命する。

(会長、副会長及び常務理事の職務)

第15条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、会務を掌理し、会長、副会長とともに事故があるときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)

第16条 本会に、監事2名を置く。

- 2 監事は、理事会で選任する。
- 3 監事と理事は、相互に兼ねることができない。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 理事及び監事の任期は2年とし、再任を防げない。

- 2 理事及び監事は、任期中においても理事会の承認を得て辞任することができる。
- 3 補欠又は増員により、選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第19条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他その職務にふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第20条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

## 第6章 理事会

(理事会)

第21条 理事会は、毎年2回以上必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第23条 理事会は理事現在数の過半数がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、再度招集したときはこの限りでない。

(議決)

第24条 理事会の議決は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第25条 理事は、理事会に出席できないときは、当該議事につき書面をもって表決し、又は他の理事を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、第23条及び第24条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第26条 会長は、緊急の処理を必要とすると認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって理事会の議決に代えることができる。

2 前項により処理した場合には、会長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(専決処分)

第27条 会長において、理事会の招集及び書面による表決をするいとまのないと認められるとき又は簡易な事項は、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(議事録)

第28条 理事会は、議事録を作成し、出席者代表2名が署名捺印し、これを保存する。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 本会に、理事会の議事を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会は、専門事項について検討し、立案する。

4 各専門委員会は、必要に応じ、当該委員会の委員長が招集する。

5 各専門委員会の議長は、当該委員会の委員長とする。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 30 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長とその他の職員を置く。
- 3 事務局長、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 前項の場合には、会長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。
- 5 事務局の職員は、有給とすることができる。
- 6 事務局に関する規定は、会長が別に定める。

## 第 9 章 標 章

(標章)

第 31 条 この会則は、本会において、使用する標章（別記）を定める。

## 第 10 章 会則の変更

(会則の変更)

第 32 条 この会則は、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更  
することができない。

## 第 11 章 補 則

(委 任)

第 33 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 2 前項の場合には、会長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。

### 附 則

この会則は、平成 13 年 12 月 5 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

この会則は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

別記

①



②

